

基本理念

- ・子どもは自由に意見(言語・非言語)を表明できる権利を有すること
- ・子ども意見の尊重/子どもの最善の利益を優先して考慮
- ・社会全体で相互に連携協力し、子どもの権利を守る

子ども

身近な聞き役

- 保護者
- 家族
- 先生/学校
- 友達
- 地域の人
- 支援団体
- 居場所

- 主な対応
- ・傾聴による対応
 - ・他機関への直接連絡/紹介
 - ・法令等に基づく調査等の対応

悩み/人権侵害への対応

県

- 子ども・子育て
応援センター
(こころんだいやる)
- こころの扉[※] トしが
LINE相談
- 子ども・若者
総合相談窓口
- 子ども版
知事への手紙 等

居場所 支援団体

- 国(法務省)
- 警察

学校/教育委員会

市町 要対協

児童相談所

等

第三者による対応

子ども・子育て
応援センター

連携

救済の申出

- ・何人も申出が可能
- ・子ども・保護者以外からの申出の場合、同意確認が必要

人権擁護委員
人権侵害事案への措置

いじめ問題調
査委員会 等

第三者機関

子ども
家庭相談
センター
(児相)

児童福祉専門分科会 児童措置審査部会

児福法に基づく、子どもや保護者の意向と措置が一致しない場合における処遇方針の答申

子ども若者審議会 権利擁護部会

児童福祉法に基づく社会的養護施設入所者に対する意見表明等支援事業

(仮称) 滋賀県子どもの権利委員会 (附属機関)

- ◆体制(案)
- 委員...〇名、調査専門委員...〇名
- (大学教員、弁護士、臨床心理士など)

【個別救済】
調査・調整活動
による解決

自己発意

勧告

- ・県執行機関に対して行う

要請

- ・市町に関する事案
- ・民間の児童福祉施設、塾、スポーツ団体等

制度提案

子ども・子育て
応援センター
相談対応状況

子どもの声

子どもの権利
教育・意識啓発

- ・県と連携した訪問授業 等

共有

社会的養護に係る子どもの権利擁護